

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階大会議室

## ○議事日程

平成30年3月7日（水曜日）午前10時 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	3 番 川村 信子 君
4 番 佐藤 平和 君	5 番 遠藤 昭治 君	6 番 野田 卓志 君
7 番 片岡 篤夫 君	8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君
10 番 杉山 徳成 君	11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君
14 番 増井 賢一 君	15 番 土屋 尊史 君	16 番 野村 茂 君
17 番 日置 香 君	18 番 永井 博光 君	19 番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員（1名）

13 番 安田 孝義 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君

午前10時 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君） 早いもので、先般新年を迎えたかと思っていれば、はや3月という事で、本当に早いものでございます。そんな中で3月までは動きの多い時ではなかったかなと思います。新年始まりまして、藤井将棋棋士6段のすごい活躍、またその後においてはオリンピック、始めはそんなに盛り上がっていませんでしたがすばらしい日本選手の活躍により金メダル3個を含む13個のメダル獲得ということで、話題の多い3ヶ月であったと思います。報道等で皆さん十分に承知してみえると思いますが、TPPの署名が明日チリで行われます。日本時間にすると9日の未明ということ。TPPに関しては農業関係に大きな影響があるということで、今までに何回も大会等も開催されて農業管轄でもいろいろと取り組んできた所ですが、署名に至るという所まで来たという状況です。そうした中で、今日の総会は29年度最後の総会となりました。皆様方にはご審議頂きますようお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君） 昨年7月に就任して頂きまして半年が過ぎております。日頃から農地の最適化、集積等々で最適化推進委員の皆様と共にご苦労お掛けしており、御礼申し上げます。

さて、関市では3月の市議会の定例会が開催されておりまして、農政の分野でも一般質問で3人の議員さんからご質問を頂き先日答弁をさせていただいた所です。議会中継をご覧になられた方もあろうかと思えますしその辺、重複いたしますが、少しご紹介をさせていただきます。

昨今の少子高齢化人口減少の流れが進んでいるという事、耕作放棄地が進んでいるという事で、皆さんの業務に直接関係のあることばかりですが、農地再整備による耕作放棄地の解消についてという事で、新しい農地中間管理機構の関連農地整備事業、農地の担い手への了承を得ずに農地中間管理機構が農地の再整備を行えるという事。それから、来年度30年度の新規事業の3事業についてご説明をさせていただきました。1つ目は、新規就農定住促進支援事業です。営農組織の経営主がIターン、Uターン等による関市への定住者を雇用した場合に補助金を出すもの。新規法人化組織への設立支援事業です。新たに設立をされました農業法人に対して必要な農業機械、施設整備などに助成をするもの。3つ目は、集落営農の組織等強化支援です。集落営農組織及び農業法人に対しまして市が定める奨励作物の適正管理のために必要な農業用機械など。これは草刈り機等も含まれるという事です。こういったものに助成をしまして新規事業で高齢化、担い手の不足、耕作放棄地の増大等々を解消し関市の農業の発展、振興に少しでも力添えが出来ればという事で、支援事業を新規に実施していく予定であるということをご紹介させていただきました。来週新年度予算の新規事業等々の特別委員会が開催され、そこで審議をしていただきまして今月20日が最終日で議決をいただく事になっております。議決をいただく前にあまり細かい事を言って漏れますと議会軽視だとお叱りを受けますのでこの辺にさせていただきますが、また20日以降詳細についてはご報告をする機会があると思いますのでよろしくをお願いします。開催に当たり議会のご報告をさせていただきました。本日はどうぞよろしくようお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

13番の安田委員が欠席でございます。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。18番永井委員、19番岩田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。  
議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、肥田瀬地内外、富岡保育園の南300mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑138㎡。田3筆5,806㎡。畑300㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢になるにつれ、農業経営が困難になってきたため、申請地を息子に贈与するというもの。譲受人は、申請地を父より贈与を受け、農業経営を行うというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南南東380mほどに位置する農振農用地である田2,954㎡。申請の目的は、賃貸借権の設定です。貸付人は、耕作が困難なため、借受人の申し出により、申請地を貸し付けるというもの。借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るというもの。貸借の期間は、許可日より5年間となっております。

本案件は、解除条件付き賃貸借のため、市と同時許可となります。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南南東330mほどに位置する農振農用地である田2,451㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出により、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南南東470mほどに位置する農振農用地である田774㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出により、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、肥田瀬地内、島集会所の北東320mほどに位置する農振農用地区域外である田3,007㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出により、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、2月15日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの4件、賃貸借の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の5件を原案のとおり、許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、山田地内、虹ヶ丘幼稚園の西北西450mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地4,47㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連

坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人は、申請地の東側隣接地にある自宅が古くなったので、建て直しを行ったが、その際に申請地を庭の一部として父の代から40年以上使用していたことが分かったため、今回農地法の許可を受けたいというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

2月15日に現地確認をしたところ、庭であったため、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、肥田瀬地内 島集会所の北東350mほどに位置する田980㎡。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、障がい者福祉施設です。譲受人は、障がい福祉サービス業を行っている法人で、事業拡大により申請地を買い受けて、障がい者福祉施設を建設したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地に該当するが、住宅・周辺住民の日常生活又は、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、豊岡町4丁目地内 関高校の南東400mほどに位置する畑264㎡の内58㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅車庫です。譲受人は、申請地の北側隣接地に居住しており、車庫を建築したいが、現在の敷地では手狭なため、申請地の一部を分筆し、父より贈与を受けて、車庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人である三男の申し出に応じ、贈与するというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、大杉地内大杉公民館の北北東290mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地962㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、エクステリア工事業資材置き場です。譲受人は、エクステリア工事、設計、施工を行っている会社で、現在利用している資材置き場の賃貸借契約が終了するため、申請地を買い受けて、資材置き場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、大杉地内大杉公民館の西150mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地一部畑525㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、貸付人の息子で、現在同居しているが、子どもの成長と共に、住まいが手狭となったため、申請地を親から使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より35年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

2月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、神明町1丁目地内関高校の西650mほどに位置する畑126㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、夫が経営する社会保険労務士事務所に勤務しているが、来客用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、貸駐車場とし、夫の事務所に貸し付けるといふもの。譲渡人は、高齢のため農業が困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すといふもの。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、平和通8丁目地内アピセ・関の西120mほどに位置する田274㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在借家に住んでいるが、親より申請地を使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じ、貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より35年間となっております。

2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、巾1丁目地内 倉知小学校の西530mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野49㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、申請地の近隣に高い建物もなく、太陽光パネルを設置するのに最適な土地であるため、夫から申請地を使用貸借により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人は、高齢のため農地を適切に管理することが困難なため、借受人である妻の申し手に応じ貸し付けるといふもの。

2月15日に現地確認をしたところ、原野であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、巾2丁目地内倉知小学校の西北西600mほどに位置する畑2筆1,155㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、申請地の近隣に高い建物もなく、太陽光パネルを設置するのに最適な土地であるため、夫から申請地を使用貸借により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人は、高齢のため農地を適切に維持・管理することが困難なため、借受人である妻の申し手に応じ貸し付けるといふもの。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、塔ノ洞地内ウエディングコート、ラ・マーレの西260mほどに位置する畑7筆12,330㎡。農地の区分は、1種、甲種、3種農地のいずれかにも該当しない、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。借受人は、愛知県刈谷市に本社がある電気工事業を行っている会社で、太陽光を設置する土地を探しており、申請地が南

向きで、道路に接しているため、申請地を賃貸借により借り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。貸付人らは、農地として管理できないため、借受人の申し手に応じ貸し付けるといふもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっております。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、上白金地内下白金公民センターの東北東250mほどに位置する登記簿、現況とも畑2筆199㎡。登記地目宅地、現況地目畑3筆97.84㎡。登記地目田、現況地目畑662㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地は交通の便がよく、教育施設にも近いため、建売分譲住宅敷地として最適なため、申請地を買い受けて、分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として維持することが困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件ですが、昨日申請者の方から申し出がありまして、事業計画の見直しがしたいという事で取下がりましたので今回は審議をいたしません。次回以降になろうかと思います。

12番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内武芸川幼稚園の南東770mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地4筆782.74㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、機械部品製造業工場、駐車場です。譲受人は、機械部品製造業を行っている会社で、申請地の隣接地に工場があるが、事業拡大のため、申請地を買い受けて、工場及び従業員の駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、農地として管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ売り渡すというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、武芸川町跡部地内博愛小学校の南西400mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地470㎡。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内農地に該当するため、第1種農地と判断します。転用の目的は、自動車整備業 自動車・塗装機器置場です。借受人は、申請地の南側で自動車整備業を行っている会社で、現在使用している自動車・塗装機器置場が手狭なため、申請地を使用賃貸により借り受けて、自動車・塗装機器置場として一体利用したいというもの。貸付人らは、農地として管理することが困難なため、自身が経営する会社へ貸し付けるといふもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

2月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書が添付されております。申請地は、第1種農地に該当するが、既存施設の拡張のため隣接地と一体利用する場合の許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの6件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権設定に関するもの5件、計12件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○5番（遠藤昭治君）6番について聞きたいのですが、私が現場に行ったら田なので水路があると思ったらなくて、土木水利委員さんはどうなっていますかと聞いたら、市役所の方が土木水利委員さんは居ないので自治会の印鑑を貰ってくれという話を聞いたんですが、そうなんですか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）地区によっては土木水利委員さんが居ない地区もありますので、そういった地区に関しましては、自治会長さんに転用にかかる意見書を頂いております。今回の件につきましても自治会長さんの印鑑を。

○5番（遠藤昭治君）私、思うんですけど、西部の管轄ではないですか。私は関市出なので、ある程度知ってますけど、貴船の辺りの管轄のものじゃないですか。居ないんですか。その辺りが分からないので。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）土木水利委員さんのエリアの方を確認させていただいた時に、土木水利委員さんが居なかったなので、そういう場合は自治会長さんから頂くという事になっておりますので、今回はそれで頂いております。

○5番（遠藤昭治君）そうすると、水路とか分からないですよ。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そうですね。土木水利委員さんと比べるとその辺はちょっと。

○5番（遠藤昭治君）印鑑だけ押すような気がするので、聞いただけです。違っていなければそれでいいです。

○議長（野村茂君）安田委員さん。

○1番（安田美雄君）1番の案件ですが、1種農地で1種農地は原則許可しないという事ですが、住宅に集落に連担している場合は許可が下りるといふ、そういう説明でしたか。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そうです。1種農地の場合は原則不許可になるんですが、例外規定の基準がありますので、今回は住宅等に接続するという許可例外基準がありますのでそちらの方の適用を。

○1番（安田美雄君）何故かと言いますと、申請の時に福祉施設を作るからこれは優先的だというような話がありましたので、それはどうかと、そんな事は書いてないなと思ひまして。そういう事ではない訳ですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そういう訳ではありません。

○議長（野村茂君）他にありませんか。ないようですので、質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

私の方から事務局にお願いがあります。先程の水利委員さんについてですが、みえない所を農業委員さんにお知らせした方がいいのではと思ひますが、どうですか。名簿では出ておりますが、居ない地区を事前にお知らせしておいた方がいいと思ひますが。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）分かりました。土木水利委員さんがみえないのは、本町とか関市の市街の所だけですので、該当する委員さんの方に。

○5番（遠藤昭治君）聞いた時に自治会長さんですと言われればそれでいいという事ですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）該当する農業委員さんには、その地区お知らせさせていただきます。

○議長（野村茂君）農業委員さんが把握してみえないと戸惑われるかなと思ひまして私は申し上げましたが、そうしましたらそのようにお知らせをお願いします。

他に質疑はありませんか。質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の12件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、11ページになります。

1番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内武芸川幼稚園の北西230mほどに位置する雑種地561㎡。変更内容は、事業面積の変更です。当初事業計画者は、

平成28年1月28日に5条転用の許可を受け、太陽光発電施設を設置する計画であったが、申請地の西側に隣接する土地と申請地の一部で、再生可能エネルギー発電設備に関する系統連係申込書兼電力販売申込書に記載した発電出力を確保できたため、申請地を1676-5と、1676-6に分筆し、太陽光発電施設敷地として不要となった1676-6については、賃貸借契約を合意解約により解除し、返却するというもの。

2月15日に現地確認をしたところ、1676-5については、事業を完了しており、1676-6については、畑で農地性があるため、事業計画変更はやむを得ないと判断します。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

発言がないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、12ページになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規が2件2筆、1,670㎡。更新が、1件1筆、1,939㎡。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が5件7筆、12,603㎡。地目は、すべて田です。地区は、市平賀、下有知、西田原、広見、千疋、武芸川町谷口、高野、宇多院の8地区。権利の設定を受ける者は、（有）むげがわ農産、プラス（株）外でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出。賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は13ページになります。

1番の案件 届出地は、肥田瀬地区の田1筆774㎡です。賃借人は、まこと金型（株）です。合意解約日は、平成30年2月9日です。

2番の案件 届出地は、武芸川町谷口地区の田1筆2,027㎡です。賃借人は、（有）むげがわ農産です。合意解約日は、平成30年1月29日です。

3番の案件 届出地は、武芸川町谷口地区の田1筆541㎡です。賃借人は、（有）むげがわ農産

です。合意解約日は、平成30年1月29日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の総会は、4月6日金曜日午後2時半から、合同会議を午後3時半から総合福祉会館の3-1～3-3の会議室で開催をさせていただきますのでお願いします。

○事務局長（西部成敏君）今後の予定ですが4月の農業委員会の総会を皮切りに、部長の挨拶にもあったように3つの新事業の具体的な金額を説明させていただきます。あと、農協に動いていただかないとなかなか出来ませんので、農協の支店長さんや法人の方に会議を開かせてもらって、4月から新事業の説明をさせていただきます。新事業は、期限を決めています。Uターンして就職した場合の人件費補助は3年。新法人を作るのと、新しい分野に挑戦する補助金については5年です。金額が出ると審査も具体的に動けるという事で、会議が頻繁に行われる事になります。またその時は農業委員さんのご協力をお願いします。人事異動により多少混乱することがあるかもしれませんが、出来るだけ早く軌道に乗せたいと思いますので、よろしくお願いします。

これをもちまして、農業委員会の総会を終わります。

午前11時15分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

⑩

---

18番 関市武芸川町跡部1373番地

⑩

---

19番 関市武芸川町跡部1407番地9

⑩

---